

マテリアリティ9

従業員の健康と安全



重要と考える理由

従業員の健康と安全は、企業活動の根幹をなすものです。そして健康と安全を確保するためには、従業員が自らの健康と安全の大切さを理解して、各種健康診断、安全衛生教育、リスクアセスメントなどの健康安全諸活動に対して、自主的に参画するような仕組みづくりや職場環境の形成を図る必要があります。

コミットメント

ニコングループは中期経営計画で掲げる「2030年のありたい姿」の実現のために、グループで働くすべての従業員一人ひとりが健康と安全、そして心の豊かさを感じて働くことのできる職場環境づくりに取り組みます。

具体的には、2023年3月に「ニコングループ健康安全宣言」の中で示した以下の重点項目を会社と従業員が一体となって実行していきます。

1. 従業員の健康の保持・増進（ヘルスリテラシーの向上）
2. 法令順守、安全管理の徹底による労働災害の抑止
3. 対話による活力ある職場環境づくり（コンフォート、コミュニケーションの向上）

代表取締役 兼 専務執行役員
経営管理本部長 小田島 匠

【活動方針】

■ ニコングループ健康安全活動方針

【体制】

■ 中央健康安全会議

■ 安全衛生委員会

● 2022年度のマテリアリティに対する目標と実績

自己評価 ○:達成 △:着手したが未達成

2030年度目標	ニコンとして取り組むべきこと	関連するSDGs	対象範囲	2022年度目標	2022年度実績	自己評価
方針・目標を周知し、これに基づくPDCAがグローバルに運営されている会社と従業員双方が「健康」と「安全」の向上をめざし、労働災害・疾病の撲滅をめざす	グローバルに労働安全衛生を管理する体制を構築し、これに基づくPDCAを推進する	3,8	国内ニコングループ	業務起因性、業務遂行性の高い労働災害を40件以下とする	災害リスク確認、安全教育などを計画通り実施し、該当する労働災害は通期で27件となった	○
			海外グループ会社	業務起因性、業務遂行性の高い労働災害低減に向け、グローバルな健康安全管理体制を再整備する	該当する労働災害が発生していた欧州のグループ会社2社とアジアのグループ会社2社に対し、措置内容を確認	○

従業員の健康と安全

基本的な考え方

ニコングループでは毎年、「ニコングループ健康安全活動方針」において、重点項目とその達成基準を設定しています。この方針に基づき健康安全諸活動を実施することで、企業の根幹となる従業員の健康と安全を確保し、従業員の生産性向上をめざしています。

2023年3月に開催した「中央健康安全会議」において、新たに表明した「健康安全宣言」とこれを実現するための3つの重点項目を、「ニコングループ健康安全方針」の中で唱えることとしました。2023年度以降は、この新しい方針に基づいて、各年度の達成基準を「健康安全活動」の中で定め、取り組みを行ってまいります。

2023年度の健康安全活動(➡ p.129)

2022年度 ニコングループ 健康安全活動方針

■ 重点項目1 新型コロナウイルスの感染抑止*

達成基準:感染症発生による部門業務停止0件

施策例

- 「COVID-19対応ガイドライン」の改定、周知
- 海外渡航者等への産業医確認、健診実施
- ワクチン職域接種

■ 重点項目2 労働災害の抑止*

達成基準:ニコン国内グループにおける業務起因性、業務遂行性の高い労働災害を通期で40件以下に抑える

施策例

- 総括安全衛生管理者主導による職場巡視
- 作業リスクとリスクアセスメントの実地検証
- 各種安全教育、シニア社員等への「転倒災害」の啓発セミナー

■ 重点項目3 ニコングループにおける 健康安全管理体制の再構築

達成基準:ニコングループ健康安全スタッフの連携強化

施策例

- 国内グループ会社連絡会の開催
- 小規模事業所の安全衛生管理体制の構築
- グローバルな安全衛生管理体制の再整備

* 国内対象

ニコングループ健康安全方針における 健康安全宣言と重点項目

■ 健康安全宣言

ニコングループで働くすべての人が健康と安全、そして心の豊かさを感じて働ける職場環境をつくります。その上で、一人ひとりが意欲的・自発的に業務に取り組み、ニコングループが掲げる「人と機械が共創する社会の中心企業」の実現を目指していきます。

■ 重点項目

1. 従業員の健康の保持・増進(ヘルスリテラシーの向上)
従業員が心身の健康の大切さを自覚し、自身の健康チェックや健康の保持・増進について積極的に取り組みます。
2. 法令順守、安全管理の徹底による労働災害の抑止
責任管理体制の下での巡視活動、作業リスクアセスメント、従業員の危険感受性を養う安全教育や啓発活動などの措置活動を行います。
ニコングループ各地域の安全活動、災害事例を共有化し、再発防止策のグローバル展開を図ります。
3. 対話による活力ある職場環境づくり(コンフォート、コミュニケーションの向上)
お互いを理解しあい、信頼と連帯感を深め、快適で働きがいを実感できる職場環境をつくります。

体制

ニコンは、代表取締役である経営管理本部長を委員長に、労使双方の代表者を委員として構成する「中央健康安全会議」を設置しています。

この中央健康安全会議では、国内ニコングループでの定期健康診断、過重時間外労働健診、ストレスチェックなどの実施状況、労働災害の発生状況(事業所別、事故の型別、属性別に分析)などの評価・検証を行っています。その上で、ニコングループ健康安全方針に基づく次年度の重点項目別の達成基準や達成のための施策例を示した「健康安全活動」を審議・承認し、国内外ニコングループに展開しています。

国内ニコングループの各事業所では、労働安全衛生法令や「ニコン安全衛生関係規程」に則った、さまざまな健康安全諸活動を行っています。また各事業所の総括安全衛生管理者は、労働災害の抑止活動の一例として、定期的な巡視活動を率先垂範して対応しています。

海外グループ会社では、各国の法令に従い、各社で健康安全管理体制を構築しています。また、ニコンは毎年、海外グループ会社に対して労働災害に関する調査を行うとともに、国内ニコングループで発生した災害事例の情報共有なども行っています。

なお、労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格の認証は、ISO 45001を仙台ニコンおよびNikon (Thailand) Co., Ltd.(タイ)が各々取得しています。

安全管理水準の向上

ニコングループでは、ニコングループ健康安全活動方針に基づいて設定した重点項目別の達成基準を果たすべく、具体的な施策とスケジュールを定めて各種活動に取り組んでいます。その成果として、2022年度における各重点項目の達成基準はすべてクリアしました。

国内での取り組み

2022年度、国内ニコングループでは、主に次の活動を行いました。

安全衛生教育

例年通り、労働安全衛生法に則った雇入れ時教育をはじめとして、職長教育や有機溶剤業務従事者教育などの特別教育を計画的に実施しました。2022年度は、特に厚生労働省の「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」を参考にしたシニア社員向け安全啓発セミナーや転倒災害防止を念頭に置いた体力測定イベントなどを重点的に行いました。

各事業所では、BCM(事業継続マネジメント)実施要領に基づく避難訓練や普通救命講習の実施および地域の警察署の指導による交通安全教育などを計画的に行っています。これらの活動は、日頃から新型コロナウイルス感染症の感染リスク状況や労働災害、安全教育などの情報を共有している、構内請負会社の社員にも参加を呼びかけて、実施しています。

●国内ニコングループでの主な教育やセミナーの受講者数

教育/セミナー	受講者数 ()内:構内請負業務従事者
雇入れ時教育	615名
安全基本教育	1,001名(27名)
職長教育	127名
有機溶剤業務従事者等の教育	96名
有機溶剤主任者能力向上教育	14名
フォークリフト安全、高圧ガス保安講習、他	324名(25名)
健康づくりイベント	894名(6名)
交通安全講習、他	3,668名(24名)

アセスメント

2022年度の作業リスクアセスメントでは、機械設備の使用・メンテナンスにおける「はさまれ・巻き込まれ災害」「切れ・こすれ災害」に重点を置いて実行しました。また、定期的に各事業所の総括安全衛生管理者による巡視活動、工務管理部門、環境管理部門と協働の各種アセスメントを実施しました。

国内ニコングループでは、こうした教育やアセスメントによる安全管理水準の向上に努めるとともに、健康安全活動に優れた個人や部門に対する表彰制度を設け、従業員の意識高揚や職場の活性化を図っています。

これらの活動の結果、2022年度の業務起因性・業務遂行性の高い労働災害*は27件となり、達成基準(40件以下)をクリアしました。中でも、有害物質との接触災害は、有機溶剤作業従事者向けの安全教育や化学物質アセスメントが寄与し、1件の発生にとどまりました。一方、はさまれ・巻き込まれ災害や切れ・こすれ災害の発生件数が高いことから(14件発生)、2023年度も継続してこの2つの災害に重点を置いた作業リスクアセスメントを行い措置を講じていきます。

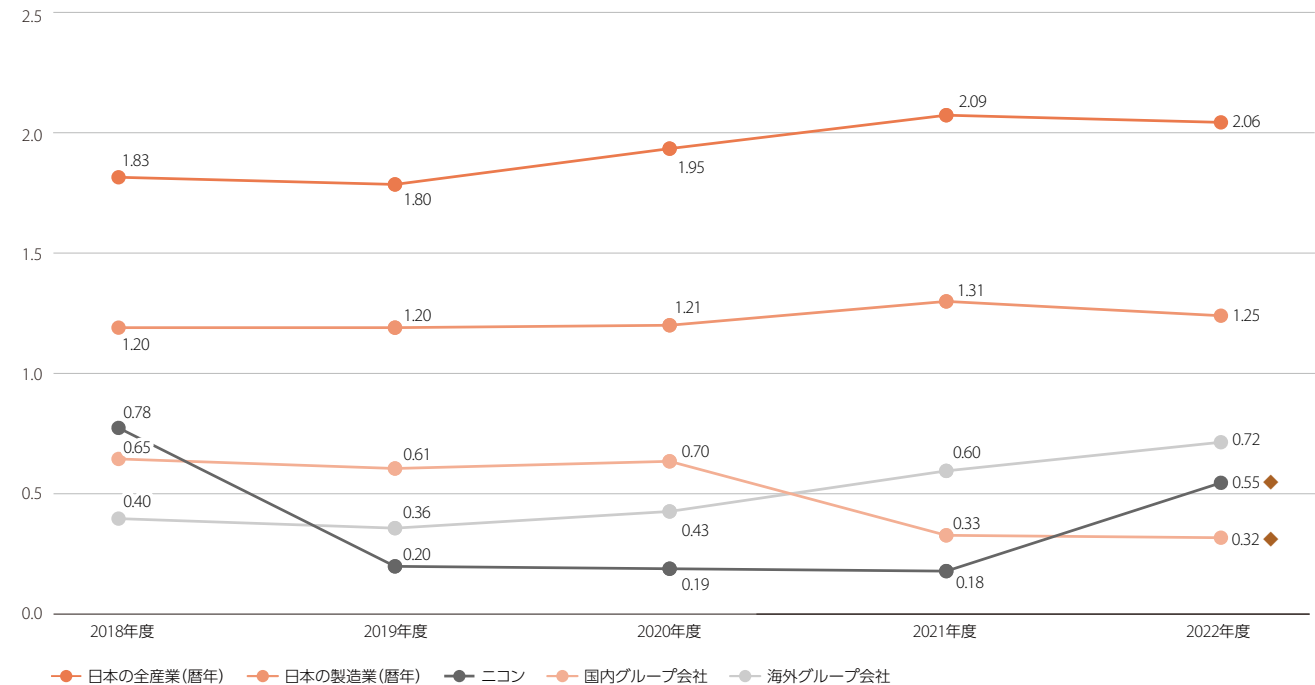
* 出張中の交通事故、個人の過失度合の高い転倒災害などを除く。

海外での取り組み

海外グループ会社では、各社の健康安全管理体制のもと、労働災害の抑止に取り組んでいます。また、ニコンは毎年、年度末に実施する海外グループ会社に対する労働災害の調査で各社の状況を確認し、対策の要請や国内ニコングループの災害と対策の事例共有などの支援によって、再発防止を図っています。

2021年度の調査では、欧州のグループ会社において、無理な動作による腰痛災害が多く発生していたことから、生活習慣の見直しも含めた啓発活動を行うように要請しました。また、業務起因性・業務遂行性の高い労働災害が発生したグループ会社には、労働災害発生時の周知方法、再発防止策の実施状況を確認しました。特にアジアのグループ会社では、有害物質との接触、はさまれ・巻き込まれ災害が多く発生したことから、国内ニコングループの同型の災害事例と防止策を共有しました。引き続き、安全教育や作業リスクアセスメントなどの情報の共有を図り、労働災害の抑止に取り組んでいきます。

● 休業災害(1日間以上)度数率*の推移



* 度数率: 100万のべ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生頻度を表す。

※ 2022年度の国内グループ会社は非連結を含む22社が対象。2022年度の海外グループ会社は45社が対象(SLMグループなど16社は除く)で、度数率はのべみなし労働時間数から算出。

◆: データ集において、第三者保証を受けている数値。

● 業務起因性・業務遂行性の高い労働災害件数

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
国内ニコングループ	38	29	19	21	27

※ 2022年度の目標:40件以下。同年度の国内グループ会社は非連結を含む22社が対象。

● 休業災害(1日間以上)強度率*

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
日本の全産業(暦年)	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
日本の製造業(暦年)	0.10	0.10	0.07	0.06	0.08
ニコン	0.02	0.00	0.00	0.00	0.01◆
国内グループ会社	0.02	0.01	0.01	0.00	0.00◆
欧州グループ会社	0.03	0.06	0.04	0.08	0.03
米州グループ会社	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00
アジア・オセアニアグループ会社	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ニコングループ(合計)	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

* 強度率: 1,000のべ実労働時間当たりの労働損失日数で、災害の重さの程度を表す。

※ 2022年度の国内グループ会社は非連結を含む22社が対象。2022年度の海外グループ会社は45社が対象(SLMグループなど16社は除く)で、強度率はのべ実労働時間数から算出。なお「0.00」は、小数点第3位において四捨五入しても小数点第2位に満たないもの。

◆: データ集において、第三者保証を受けている数値。

従業員の健康の保持・増進

ニコンでは、定期健康診断後の産業保健スタッフによる入念な保健指導のほか、禁煙活動を推進しています。

また、運動習慣比率を向上させるべく、メンタルヘルスケアの啓発も兼ね備えた「35歳ヘルスアップセミナー」や従業員の自発的な健康の保持・増進の契機となるウォーキング大会、事業所の特色を活かした健康づくりイベントの開催を行っています。

	2020年度	2021年度	2022年度
定期健康診断有所見率*	50.0%	47.9%	48.4%
喫煙率	16.4%	15.8%	15.6%
運動習慣比率	20.8%	23.5%	22.4%

* 有所見率: 会社による健康診断の受診者数に対する有所見者の割合。有所見者とは、健康診断において医師の診断が異常なし以外の者を指す。

また、ニコンでは、メンタルヘルス不調者への対応だけでなく、職場でのコミュニケーションの活性化などを含めた「こころの健康づくり計画」を策定しています。2022年度は、前年度に引き続き、若齢層の従業員を対象にしたセルフストレスケアやストレス耐性向上のための活動を推進しました。過重時間外労働健診や復職支援では、管理監督者に対する産業保健スタッフとの個別協議や指導によるラインケアの向上を図りました。

なお、定期健康診断実施後の産業保健スタッフによる保健指導、禁煙活動および新型コロナウイルス感染症への感染対策の啓発・実行などの取り組みが評価され、2023年3月に「健康経営優良法人 2023」に認定されました。



2023年度の健康安全活動

2023年3月開催の中央健康安全会議では、2023年度の「健康安全活動」として、ニコングループ健康安全方針で定める3つの重点項目に対し、達成基準を設定しました。2023年度は、この内容に沿って、健康、安全、そして心の豊かさを感じて働ける職場環境づくりへの取り組みを展開していきます。

2023年度健康安全活動～重点項目別の達成基準

■ 重点項目1 従業員の健康の保持・増進(ヘルスリテラシーの向上)

達成基準: 国内ニコングループの定期健康診断有所見率平均を全国平均*以下とする

施策例

- 健康診断後の産業保健スタッフによる保健指導、受診勧奨
- 新規採用者を含めた従業員へのヘルスリテラシー教育(雇入れ時)
- 健康の保持・増進に関する啓発活動
- 国内グループ会社へ35歳ヘルスアップセミナー参加呼びかけ

* 2023年に実施した定期健康診断結果は、厚生労働省発表2022年全国平均値と比較

■ 重点項目2 法令順守、安全管理の徹底による労働災害の抑止

達成基準: ニコングループの業務起因性、業務遂行性の高い労働災害の発生を通期で60件以下に抑える

施策例

- 責任管理体制の下での巡視活動(最低月1回以上)
- リスクアセスメント実施(新規導入、災害発生時)
- 従業員の危険感受性を養う安全教育や啓発活動などの措置活動
- 構内請負業者への健康安全・災害リスク情報の共有(月1回以上)
- 安全活動、災害事例の共有化及び、再発防止策のグローバル展開(四半期毎)
- 化学物質による労働災害防止のための新たな規制対応

■ 重点項目3 対話による活力ある職場環境づくり(コンフォート、コミュニケーションの向上)

達成基準: ニコンのストレスチェックの集団分析に基づき、ラインケア教育を通して、職場環境の改善を図る

施策例

- 高ストレス者に対する産業医との面談勧奨、集団分析の実施
- ラインケア教育の実施
- 職場上長からの要請も考慮した、個別カウンセリングの実施
- 対話・コミュニケーションの啓発